

地域の底力再生事業補助金について

○補助金概要

町内会が古くから培ってきた『地域の底力』（協働・伝統・融和＝地域のコミュニティ機能）の再生と強化を図り市民協働による「まちづくり」を推進することを目的として、町内会が主体的に取り組む事業に対し、町内会連合会を通じて補助金を交付するものです。

○交付手続き等

- ①事業実施計画書（様式１）の提出を受けて、審査、交付決定し、補助金を交付いたします。
＊事業により、実績報告の後に補助金を交付するものもあります。
- ②事業完了後、速やかに事業実績報告書（様式２）と活動写真等の提出をいただきます。

○補助事業

（１）地域コミュニティ基盤強化支援事業

以下の活動を行なう全町内会を対象として、世帯数に応じて交付します。

道路・河川・地域等清掃活：道路・河川清掃など町内会全体で実施する清掃活動経費として活用
（活用例）軍手、草刈り機、燃料等の資材購入、参加者用お茶等の購入

不法投棄撤去活動：不法投棄の見回りや撤去作業を実施する経費として活用
（活用例）撤去費用、不法投棄禁止の看板設置経費、参加者用お茶等の購入

５０世帯未満	２０,０００円
５０世帯以上１００世帯未満	３０,０００円
１００世帯以上２００世帯未満	４５,０００円
２００世帯以上４００世帯未満	９０,０００円
４００世帯以上	１２０,０００円

（２）防災訓練活動支援事業

集会所等で以下の防災訓練を行なった場合、３０,０００円を交付します。（年１回まで）

- （例）避難所開設、安否確認、炊き出し訓練、危険箇所点検、消火訓練等
※参加者が５名以上であること（参加者名簿の提出が必要）。
※集会所を開所し要配慮者の把握をすること。（救助が必要な人の把握）
（要配慮者とは、高齢者、乳幼児、負傷者、障害者、妊産婦、外国人等をいう）

（活用例）炊き出し訓練の費用、防災グッズの購入費用等

（３）防災士養成支援事業

防災士資格取得のためにかかった費用の実費額を交付します。（１町内会１名分まで）

（例）研修講座等の受講費、防災士資格取得試験の受験費

（４）敬老事業等支援事業

敬老事業を行なった場合、世帯数に応じた定額を交付します。（年１回まで）

新

（例）敬老会の開催、敬老記念品の訪問贈呈、ふれあい会食、困りごと相談等

１００世帯未満	２０,０００円
１００世帯以上２００世帯未満	３５,０００円
２００世帯以上５００世帯未満	４０,０００円
５００世帯以上	５０,０００円

（５）こども会等支援事業

小学生以下のこどもを対象とした行事を開催した場合、参加人数×５００円を交付します。（年１回まで）
※上限１０,０００円まで（２０人分）

新

（例）こども会の開催、各種体験行事の開催等